議 案 目 録

令和元年(2019年)9月2日

番号	件 名
議案第 78 号	令和元年度(2019年度)彦根市一般会計補正予算(第3号)
議案第 79 号	令和元年度(2019年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 80 号	彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例 案
議案第 81 号	彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例案
議案第 82 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例案
議案第 83 号	彦根市印鑑条例の一部を改正する条例案
議案第 84 号	彦根市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 85 号	彦根市消防に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 86 号	彦根市立保育所設置条例等の一部を改正する条例案
議案第 87 号	彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 88 号	市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて
議案第 89 号	滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
議案第 90 号	滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議につき議決を求めることに ついて
議案第 91 号	滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議決 を求めることについて
議案第 92 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 93 号	平成30年度(2018年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 94 号	平成30年度(2018年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 95 号	彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 96 号	彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 97 号	彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第 13 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 14 号	訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることに ついて
報告第 15 号	和解および損害賠償の額の決定について
報告第 16 号	平成30年度(2018年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について
報告第 17 号	第31期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について
報告第 18 号	第22期株式会社夢京橋の決算状況について
報告第 19 号	第16期株式会社四番町スクエアの決算状況について
報告第 20 号	市の債権の放棄について
報告第 21 号	市の債権の放棄について
報告第 22 号	市の債権の放棄について
報告第 23 号	市の債権の放棄について
報告第 24 号	市の債権の放棄について

議案第80号

彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例案 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項に基づき、同法第2 2条の2第1項第1号の規定により採用された職員(以下「第1号会計年度任用職員」とい う。)の報酬、期末手当および費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(報酬等)

- 第2条 第1号会計年度任用職員には、次に掲げる報酬のほか、期末手当および費用弁償を支給 する。
 - (1) 基本報酬
 - (2) 特殊勤務報酬
 - (3) 時間外勤務報酬
 - (4) 休日勤務割増報酬
 - (5) 夜間勤務割増報酬

(基本報酬)

- 第3条 第1号会計年度任用職員の基本報酬は、月額、日額または時間額で支給するものとする。
- 2 第1号会計年度任用職員の基本報酬の額は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、当該額に彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号。以下「給与条例」という。)第14条の2第2項に規定する率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

た額)を加えた額を超えない範囲内において規則で定める。

- (1) 月額で基本報酬を定める第1号会計年度任用職員 彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例(令和元年彦根市条例第 号)別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額(以下「上限月額」という。)に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額
- (2) 日額で基本報酬を定める第1号会計年度任用職員 上限月額を21で除して得た額に、 当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得 た数を乗じて得た額
- (3) 時間額で基本報酬を定める第1号会計年度任用職員 上限月額を162.75で除して得た額

(基本報酬の支給方法等)

- 第4条 第1号会計年度任用職員の基本報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で 定める日に支給する。
- 2 新たに第1号会計年度任用職員となった者には、その日から基本報酬を支給する。
- 3 第1号会計年度任用職員が退職したときは、その日までの基本報酬を支給する。
- 4 月額で基本報酬が定められた第1号会計年度任用職員に前2項の規定により基本報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のときまたは計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その基本報酬の額は、その計算期間の現日数から当該第1号会計年度任用職について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(特殊勤務報酬)

- 第5条 第1号会計年度任用職員が、彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年彦根市 条例第3号。次項において「特殊勤務手当条例」という。)第2条各号に規定する特殊勤務手 当の支給の対象となる業務に従事したときは、特殊勤務報酬を支給する。
- 2 特殊勤務報酬の額は、特殊勤務手当条例の規定により支給される特殊勤務手当の例による。 (時間外勤務報酬)
- 第6条 第1号会計年度任用職員であって、定められた正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命じられた者には、正規の勤務時間以外の時間に 勤務した全時間について、時間外勤務報酬を支給する。
- 2 時間外勤務報酬の額は、給与条例第 18 条の規定により支給される時間外勤務手当の例による。 ただし、第 1 号会計年度任用職員に正規の勤務時間が割り振られた日において、勤務時間の

合計が常勤職員の勤務時間を超えない場合は、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員 の例による。

(休日勤務割増報酬)

- 第7条 第1号会計年度任用職員であって、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。 以下「祝日法」という。)に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日(祝 日法による休日を除く。)ならびにこれらの日の代休日において正規の勤務時間中に勤務する ことを命じられた者(これらの日の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこ ととされた者を除く。)には、休日勤務割増報酬を支給する。
- 2 休日勤務割増報酬の額は、給与条例第 19 条の規定により支給される休日勤務手当の例による。 (夜間勤務割増報酬)
- 第8条 第1号会計年度任用職員であって、正規の勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である者には、夜間勤務割増報酬を支給する。
- 2 夜間勤務割増報酬の額は、給与条例第 20 条の規定により支給される夜間勤務手当の例による。 (期末手当)
- 第9条 任期の定めが6月以上(これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。)の第1号会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には、給与条例第22条から第22条の3までの規定の例により、期末手当を支給する。

(勤務1時間当たりの基本報酬の額の算出)

- 第10条 第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの基本報酬の額は、次の各号に掲げる第 1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 月額で基本報酬を定める第 1 号会計年度任用職員 給与条例第 26 条の規定の例により算出した額
 - (2) 日額で基本報酬を定める第1号会計年度任用職員 基本報酬の日額を1日に勤務する時間数で除して得た額
 - (3) 時間額で基本報酬を定める第1号会計年度任用職員 基本報酬の時間額 (基本報酬の減額)
- 第 11 条 月額または日額により基本報酬を支給する第 1 号会計年度任用職員が正規の勤務時間 に勤務しないときは、年次有給休暇または特別休暇(有給のものに限る。)による場合その他 その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間 につき、勤務 1 時間当たりの基本報酬の額を減額した基本報酬を支給する。

(報酬および期末手当から控除することができるもの)

第12条 地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、第1号会計年度任用職員の報酬および期 末手当から控除することができるものは、滋賀県市町村職員共済組合および公立学校共済組 合滋賀支部の貯金および貸付金の償還金とする。

(報酬および期末手当の口座振込)

第13条 報酬および期末手当は、第1号会計年度任用職員の申出により、口座振込の方法により支給することができる。

(通勤に係る費用弁償)

- 第14条 第1号会計年度任用職員には、その通勤に係る費用を弁償する。
- 2 前項の規定による費用の弁償は、給与条例第 15 条の規定により支給する通勤手当の例による。 この場合において、その支給する額は、1 月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものと する。

(出張に係る費用弁償)

- 第15条 第1号会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、当該旅行に係る費用を弁償 する。
- 2 前項の規定による費用の弁償は、彦根市職員等の旅費に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 5 号)の適用を受ける職員の旅費の例による。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第81号

彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例案 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項に基づき、同法第2 2条の2第1項第2号の規定により採用された職員(以下「第2号会計年度任用職員」とい う。)の給与および旅費に関する事項を定めるものとする。

(給料)

- 第2条 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、第5条第1項各号に掲げる手当を除いたものとする。
- 2 第2号会計年度任用職員の給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、 同表に定める月額を超えない範囲内において規則で定める。

(職務の級および号給の基準)

第3条 第2号会計年度任用職員の職務の級および号給は、他の常勤の職員との権衡、その職務 の特殊性等を考慮し、規則に定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第4条 第2号会計年度任用職員の給料は、彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条 例第2号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例により支給する。

(手当)

- 第5条 第2号会計年度任用職員には、給料のほか、次に掲げる手当を支給する。
 - (1) 地域手当

- (2) 通勤手当
- (3) 特殊勤務手当
- (4) 時間外勤務手当
- (5) 休日勤務手当
- (6) 夜間勤務手当
- (7) 宿日直手当
- (8) 期末手当
- (9) 退職手当
- 2 期末手当は、任期の定めが6月以上(これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。)の 第2号会計年度任用職員に限り支給する。
- 3 前項に規定するもののほか、第1項各号に掲げる手当は、給与条例の適用を受ける職員の例 により支給する。

(給与から控除することができるもの)

第6条 地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、第2号会計年度任用職員の給与から控除 することができるものは、滋賀県市町村職員共済組合および公立学校共済組合滋賀支部の貯 金および貸付金の償還金とする。

(給与の口座振込)

第7条 給与は、第2号会計年度任用職員の申出により、口座振込の方法により支給することができる。

(その他給与に関する事項)

第8条 第2条から前条までに規定するもののほか、第2号会計年度任用職員の給与の支給に関 し必要な事項は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(旅費)

- 第9条 第2号会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、旅費を支給する。
- 2 第2号会計年度任用職員の旅費は、彦根市職員等の旅費に関する条例(昭和40年彦根市条例 第5号)の適用を受ける職員の旅費の例による。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

職種	月額
教育職	給与条例別表第3教育職給料表に定める1級における最高の号給の
	給料月額
幼児教育職	給与条例別表第4幼児教育職給料表に定める1級における最高の号
	給の給料月額
上記以外の職	給与条例別表第1行政職給料表に定める2級における最高の号給の
	給料月額

議案第82号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例

(彦根市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市職員の分限に関する条例(昭和26年彦根市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手続および効果に関する条例(昭和26年彦根市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中「勤務地手当」を「地域手当(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬をいう。)」に改める。

(彦根市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市職員の退職手当に関する条例(昭和29年彦根市条例第13号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでな

11,

第7条の2第1号および第2号、第7条の3第1項ならびに第8条の2第3項第1号中 「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

(彦根市職員定数条例の一部改正)

第4条 彦根市職員定数条例(昭和32年彦根市条例第38号)の一部を次のように改正する。 第1条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

(非常勤の職員の給与)

第28条 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除 く。)の給与は、別に定める。

(条件附採用職員および臨時的任用職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 条件附採用職員および臨時的任用職員の分限に関する条例(昭和40年彦根市条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

条件付採用職員および臨時的任用職員の分限に関する条例

第1条中「条件附採用期間中」を「条件付採用期間中」に改める。

第2条中「条件附採用」を「条件付採用」に、「一」を「いずれか」に改める。

(彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成4年彦根市条例第2号)の一部を次のよう に改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される彦根市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される彦根市職員の処遇等に関する条例(平成13 年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年彦根市条例第25号)の 一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号および第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。 (彦根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 10 条 彦根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年彦根市条例第 2 号)の 一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員(」の次に「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員および」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第83号

彦根市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市印鑑条例の一部を改正する条例

彦根市印鑑条例(昭和52年彦根市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改め、同条第2項中「一」 を「いずれか」に改める。

第4条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「または氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「が記録されている」を「の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する住民票にあっては、記録。第14条第1項第5号において同じ。)がされている」に改める。

第 14 条第 1 項第 5 号中「、名」の次に「、旧氏」を加え、「記録されている」を「記載がされている」に改める。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第84号

彦根市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市職員の退職手当に関する条例(昭和29年彦根市条例第13号)の一部を次のよう に改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。 (彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中「、もしくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の 規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、もしくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第23条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の 規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、もしくは失職し」を削る。

第29条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項または第3項の規定の」に改める。

(彦根市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市職員等の旅費に関する条例(昭和40年彦根市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を

「ときは」に改め、同条第5項中「第4条第3項」を「次条第3項」に改める。

(彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第4条 彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年彦根市条例第43 号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。)第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る退職手当の支給については、第1条の規定による改正後の彦根市職員の退職手当に関する条例第12条第1項第2号および第4条の規定による改正後の彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例第17条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して旧地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第 2 条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例第 22 条第 1 項および第 4 項、第 22 条の 2 第 2 号(同条例第 23 条第 5 項および第 29 条第 8 項において準用する場合を含む。)、第 23 条第 1 項および第 2 項第 1 号ならびに第 29 条第 7 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第85号

彦根市消防に関する手数料条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市消防に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市消防に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。 別表第 1 の 2 の項の 2 のオの(3) 中「1,580,000 円」を「1,590,000 円」に改め、同項の 2 の オの(4) 中「1,940,000 円」を「1,950,000 円」に改め、同項の 2 のオの(5) 中「2,260,000 円」 を「2,270,000 円」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第86号

彦根市立保育所設置条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市立保育所設置条例等の一部を改正する条例

(彦根市立保育所設置条例の一部改正)

- 第1条 彦根市立保育所設置条例(昭和26年彦根市条例第3号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「次に定める額を限度として規則で定める」を「次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。
 - (1) 満3歳未満の児童(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含む。) 月額76,000円を限度として規則で定める額
 - (2) 前号に規定する児童以外の児童 0円

(彦根市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

第2条 彦根市立幼稚園保育料等徴収条例(平成23年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「年額84,000円を限度として教育委員会規則で定める」を「0円とする」 に改め、同条第2項を削る。

第4条の見出し中「保育料等」を「預かり広場使用料」に改め、同条第1項中「保育料は保育を受ける園児の保護者から、」を削り、「預かり広場を」を「、預かり広場を」に改め、同条第2項中「保育料等」を「預かり広場使用料」に改める。

第5条の見出しおよび同条中「保育料等」を「預かり広場使用料」に改める。

(彦根市立認定こども園設置条例の一部改正)

第3条 彦根市立認定こども園設置条例(平成29年彦根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を削り、同条第2項中「法第19条第1項第2号および第3号に掲げる」を削り、「次の表に定める額を限度として規則で定める」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 満3歳未満の小学校就学前子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもを含む。) 月額76,000円を限度として規則で定める額
- (2) 前号に規定する小学校就学前子ども以外の小学校就学前子ども 0円 第4条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条 第2項とする。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市立保育所設置条例第4条の規定、第2条の規定による改正後の彦根市立幼稚園保育料等徴収条例第2条、第4条および第5条の規定ならびに第3条の規定による改正後の彦根市立認定こども園設置条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の教育または保育の提供に係る保育料から適用し、同日前の教育または保育の提供に係る保育料については、なお従前の例による。

議案第87号

彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年彦根市条例第 49 号)の一部を次のように 改正する。

第14条を次のように改める。

(保証人および利率)

- 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、 その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還または月賦償還」を加え、同条第3項中 「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 14 条および第 15 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた 災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適 用する。

議案第88号

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

下記のとおり市道路線の廃止および認定をすることにつき、道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 第8条第2項および第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 廃止

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
11	芹橋彦富線	彦根市銀座町17番	彦根市彦富町	芹川、平田小
				学校、犬上
				川、宇曽川
24	稲部本庄線	彦根市稲部町字コナシ	彦根市本庄町字宇田	
		メ 101 番 12	1091番1	
1664	稲枝西口停車場線	彦根市彦富町字下甲田	彦根市彦富町字上皆栗	稲枝駅
		358 番 6	653 番	
5018	彦富稲部線	彦根市彦富町字北兵頭	彦根市稲部町字上 434	
		1865 番 4	番	

2 認定

番号	路	線	名	起	点	終	点	重要な経過地
11	芹橋彦	富線		彦根市銀	座町 17 番	彦根市彦智	富町字下平田	芹川、平田小
						862番1		学校、犬上
								川、宇曽川
24	稲部本	庄線		彦根市彦	富町字鳥取	彦根市本	庄町字宇田	稲枝中学校
				823 番		1093番1		
1664	稲枝西	i口停車	場線	彦根市彦	富町字下甲田	彦根市彦智	富町字下皆栗	稲枝駅
				358番6		810番		

5018	彦富稲部線	彦根市彦富町字北兵頭	彦根市稲部町字大山田	
		1865 番 4	101番9	

議案第89号

滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、滋賀県市町村交通災害共済組合規約(昭和 43 年滋賀県指令地第 706 号)を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

滋賀県市町村交通災害共済組合規約の一部を改正する規約

滋賀県市町村交通災害共済組合規約(昭和 43 年滋賀県指令地第 706 号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(組合の解散に伴う事務の承継)

- 第10条 事務の承継については、構成団体が議会の議決を経てする協議をもって定めをすること ができる。
- 2 組合の解散があった場合においては、滋賀県市長会がその事務を承継する。

付 則

この規約は、許可の日から施行する。

議案第 90 号

滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議につき議決を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、令和2年3月31日限り滋賀県市 町村交通災害共済組合を解散することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法 第290条の規定により、議会の議決を求める。

議案第 91 号

滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議決を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分を定めることについて、次のとおり関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 関係地方公共団体に基金拠出金により帰属せしめる財産は、次に定める額とする。
 - (1) 大津市 1,998,000円
 - (2) 彦根市 888,000円
 - (3) 長浜市 2,424,809円
 - (4) 近江八幡市 608,000 円
 - (5) 東近江市 970,000 円
 - (6) 草津市 482,000 円
 - (7) 守山市 382,000 円
 - (8) 栗東市 212,000円
 - (9) 甲賀市 786,000円
 - (10) 野洲市 294,000 円
 - (11) 湖南市 202,000 円
 - (12) 高島市 576,000 円

- (13) 米原市 454,000円
- (14) 日野町 238,000円
- (15) 竜王町 100,000円
- (16) 愛荘町 190,000円
- (17) 豊郷町 80,000円
- (18) 甲良町 100,000円
- (19) 多賀町 110,000円
- 2 関係地方公共団体に加入者割により帰属せしめる財産は、次に定める額とする。
 - (1) 大津市 71,689,400円
 - (2) 彦根市 23,401,200 円
 - (3) 長浜市 39,846,200 円
 - (4) 近江八幡市 19,720,500 円
 - (5) 東近江市 36,165,500円
 - (6) 草津市 17,154,100円
 - (7) 守山市 16,478,800 円
 - (8) 栗東市 9,995,300円
 - (9) 甲賀市 22,523,200円
 - (10) 野洲市 12,865,600 円
 - (11) 湖南市 9,826,500円
 - (12) 高島市 19,956,900 円
 - (13) 米原市 12,392,800円
 - (14) 日野町 8,442,000円
 - (15) 竜王町 4,524,900円
 - (16) 愛荘町 5,909,400円
 - (17) 豊郷町 1,654,804円
 - (18) 甲良町 2,397,500円
 - (19) 多賀町 2,735,200円
- 3 前2項に定めるもののほか、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく令和元年度確定負担金の不足額に相当する額および滋賀県市町村職員退職手当組合規約(平成12年滋賀県指令市振第137号)に基づく団体負担金追加に相当する額等を滋賀県市長会に帰属せしめる。

4	前3項に定めるとおり配分した後において、せしめる。	なお残余が生じた場合は、	滋賀県市長会に帰属

議案第 92 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項 第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 取得する財産
 高規格救急自動車
- 2 契約金額 34,265,710円
- 3 契約の相手方
 - (1) 所在地 大津市本宮二丁目 9 番 12 号
 - (2) 名 称 滋賀トヨタ自動車株式会社
 - (3) 代表者 代表取締役 藤 敦 秀 二
- 4 契約方法

指名競争入札

議案第 93 号

平成30年度(2018年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

平成30年度(2018年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度(2018 年度)彦根市病院事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 94 号

平成30年度(2018年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

平成30年度(2018年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度(2018 年度)彦根市水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 95 号

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法 律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市南川瀬町 1138 番地
- 2 氏 名 萩野宏一
- 3 生年月日 昭和 30年(1955年)2月4日

略 歴

が 野 岩 一

昭和30年2月4日生

1 住所 彦根市南川瀬町 1138 番地

2 学歷 昭和52年3月 中部工業大学工学部卒業

3 職壓 昭和 52 年 4 月

) 株式会社ダイワハウジング

昭和 52 年 10 月

昭和 52 年 11 月

) 丸八建設株式会社

平成元年3月

昭和53年12月 2級建築士知事登録

昭和58年2月 1級建築士大臣登録

昭和61年8月 1級建築施工管理技士大臣登録

平成元年4月

) 滋賀県立彦根工業高等学校定時制建築科教諭

平成6年3月

平成6年4月

) 滋賀県立八幡工業高等学校全日制建築科教諭

平成22年3月

平成 22 年 4 月

) 滋賀県立長浜北星高等学校全日制総合学科建築デザイン系列教諭

平成 27 年 3 月

平成 27 年 4 月

) 東近江市教育委員会歴史文化振興課

平成 28 年 3 月

平成 28 年 6 月

) 近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校

至 現 在

平成 28 年 9 月

) 彦根市固定資産評価審査委員会委員

至 現 在

議案第 96 号

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法 律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市旭町2番28号
- 2 氏 名 生 駒 英 司
- 3 生年月日 昭和 32年(1957年)2月20日

略 歴

生 騎 英 岢

昭和32年2月20日生

1 住所 彦根市旭町2番28号

2 学歴 昭和58年3月 京都大学法学部卒業

3 職歴 平成6年4月 滋賀弁護士会登録

平成6年4月

) 大東法律事務所

平成 11 年 8 月

平成7年4月

) 法輪寺住職

至 現 在

平成9年4月

) 大津地方裁判所長浜支部調停委員

至 現 在

平成 11 年 9 月

) 生駒法律事務所

至 現 在

平成 17 年 4 月

) 滋賀弁護士会会長

平成 18 年 3 月

平成 17 年 4 月

) 滋賀県情報公開審査会委員

平成 19 年 3 月

平成 17 年 4 月

) 滋賀県個人情報保護審議会委員

平成 19 年 3 月

平成 17 年 4 月

) 彦根市情報公開審査会委員

至 現 在

平成 17 年 4 月

) 彦根市個人情報保護審議会委員

至 現 在

平成 22 年 3 月

) 米原市情報公開審査会委員

至 現 在

平成 22 年 3 月

) 米原市個人情報保護審議会委員

至 現 在

平成22年7月

) 近江八幡市公平委員会委員

至 現 在

平成22年9月

) 彦根市固定資産評価審査委員会委員

至 現 在

平成 28 年 4 月

) 彦根市行政不服審査会委員

至 現 在

議案第 97 号

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法 律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市芹町 10番 28-202号
- 2 氏 名 中川 学
- 3 生年月日 昭和 39年(1964年)6月14日

略 歴

中 が 学

昭和39年6月14日生

1 住所 彦根市芹町 10番 28-202号

2 学歷 平成2年3月 大阪市立大学経済学部卒業

3 職壓 昭和 58 年 4 月

) 大阪国税局総務部

昭和 59 年 6 月

昭和 59 年 7 月

) 東住吉税務署資産税部門

平成2年6月

平成2年7月

) 新宮税務署調査部門

平成3年6月

平成3年7月

) 右京税務署資産課税部門

平成4年6月

平成 4 年 7 月

) 大阪国税局事務管理課

平成5年6月

平成5年7月

) 大阪国税局情報処理部門

平成 10 年 6 月

平成 10 年 7 月

) 大津税務署資産課税部門

平成 13 年 6 月

平成13年7月

) 伏見税務署個人課税部門

平成 16 年 6 月

平成 16 年 7 月

) 東税務署資産課税部門

平成 20 年 6 月

平成20年7月

) 下京税務署法人課税部門

平成 24 年 6 月

平成 24 年 7 月

) 泉大津税務署資産課税部門

平成 26 年 6 月

平成 26 年 8 月 税理士登録

平成26年9月

) 中川学税理士事務所

至 現 在

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 上記の件につき諮問する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員 法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市高宮町○○○○○
- 2 氏 名 北川成子
- 3 生年月日 昭和 26 年(1951 年)○○○○

略歴

北 川 成 子

昭和26年〇〇〇〇生

1 住所 彦根市高宮町〇〇〇〇〇〇

2 学歴 000000 00000000

3 職歴 〇〇〇〇〇〇

) 00000000000000

000000

000000

) 0000000

0000000

000000

) 000000000

000000

0000000

) 00000000

000000

000000

) 000000000

0 0 0

0000000

) 0000000000

0 0 0

000000

) 00000

0 0 0

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 上記の件につき諮問する。

令和元年(2019年)9月2日

彦根市長 大久保 貴

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員 法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市大藪町〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 武 部 康 広
- 3 生年月日 昭和32年(1957年)○○○○○

略歴

常 蒙 広

昭和32年〇〇〇〇〇生

1 住所 彦根市大藪町〇〇〇〇〇

2 学歴 000000 00000000

3 職歴 ○○○○○○

) 00000000000

000000

000000

) 0000000000000000

0 0 0

報告第13号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019年)9月2日

専決第1号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和元年(2019年)6月3日

彦根市長 大久保 貴

- 1 相手方の住所および氏名
 - (1) 住所 0000000000
 - (2) 氏名 〇 〇 〇
- 2 請求の趣旨

し尿処理手数料およびこれに係る督促手数料(以下「手数料」という。)86,420 円ならびに支 払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,464 円の計88,884 円の支払を請 求するもの

- 3 請求の原因
 - (1) 債権の種類 し尿処理手数料債権
 - (2) 収集地 000000000
 - (3) 収集期間 昭和63年4月1日から平成31年4月24日まで
- 4 事案の概要

相手方は、昭和 63 年 4 月 1 日に上記 3(2)の収集地に係るし尿の収集を申し込んだが、上記 3(3)の収集期間に係る手数料の一部を滞納している。

彦根市は、再三当該手数料を完納することを催告したが、相手方がこれに応じないため、平成31年4月24日に彦根簡易裁判所に手数料および手続費用(以下「手数料等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和元年 5 月 8 日付けで手数料等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、本市が手数料等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 14 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019年)9月2日

専決第2号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和元年(2019年)6月17日

彦根市長 大久保 貴

- 1 相手方の住所および氏名
 - (1) 住所 0000000000
 - (2) 氏名 〇 〇 〇 〇
- 2 請求の趣旨

し尿処理手数料およびこれに係る督促手数料(以下「手数料」という。)86,420円ならびに支 払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,464円の計88,884円の支払を請 求するもの

- 3 請求の原因
 - (1) 債権の種類 し尿処理手数料債権
 - (2) 収集地 000000000
 - (3) 収集期間 昭和63年4月1日から平成31年4月24日まで
- 4 和解の理由

相手方が、滞納している手数料の支払義務を承認し、当該手数料および手続費用を確実に支払う意思を示したため

- 5 和解の内容
 - (1) 相手方は、彦根市に対し、手数料 86, 420 円および手続費用 2, 464 円の計 88, 884 円の支払 義務があることを認める。
 - (2) 相手方は、彦根市に対し、前号の金員を次のとおり分割して、彦根市に持参または送金して支払う。
 - ア 令和元年7月末日限り 8,884円
 - イ 令和元年8月から令和2年3月まで毎月末日限り 10,000円ずつ
 - (3) 相手方が前号の分割金の支払を怠り、その額が20,000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、相手方は、彦根市に対し、第1号の金員から既払金を控除した残金および残り

の手数料に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合に よる遅延損害金を付加して直ちに支払う。

- (4) 彦根市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 彦根市および相手方は、彦根市と相手方との間には、本件に関し、この項に定める内容のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第1号の手続費用を除き、各自の負担とする。

報告第15号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治 法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分をしたので、同 条第2項の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019年)9月2日

専決第3号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和元年(2019年)7月18日

彦根市長 大久保 貴

- 1 和解および損害賠償の相手方
 - (1) 住所 00000000000
 - (2) 氏名 〇 〇 〇 〇
- 2 和解の要旨
 - (1) 彦根市は、相手方に、損害賠償金として 21,207 円を支払う。
 - (2) 相手方は、彦根市に、損害賠償金として103,853円を支払う。
- 3 事案の概要

令和元年 5 月 10 日午後 1 時 9 分頃、彦根市極楽寺町 445 番地地先の市道極楽寺森堂線において、北西方向に走行していた公用車と、相手方の敷地から当該道路に進入した相手方の車両とが接触したことにより、公用車および相手方の車両が損傷したもの

報告第 16 号

平成30年度(2018年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 30 年度(2018 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和元年(2019年)9月2日

報告第17号

第31期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 31 期彦根総合地方 卸売市場株式会社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和元年(2019年)9月2日

報告第 18 号

第22期株式会社夢京橋の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 22 期株式会社夢京橋の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和元年(2019年)9月2日

報告第 19 号

第16期株式会社四番町スクエアの決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 16 期株式会社四番 町スクエアの決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和元年(2019年)9月2日

報告第 20 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成25年彦根市条例第12号。以下「条例」という。)第6条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第7条の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019年)9月2日

- 市の債権の名称
 市営住宅家賃債権
- 2 放棄した市の債権の額 154,400円
- 3 市の債権を放棄した理由およびその内訳 条例第6条第1号に該当したもの1件 154,400円

報告第 21 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成25年彦根市条例第12号。以下「条例」という。)第6条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第7条の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019年)9月2日

- 市の債権の名称
 改良住宅使用料債権
- 2 放棄した市の債権の額 480,000円
- 3 市の債権を放棄した理由およびその内訳 条例第6条第1号に該当したもの21件 480,000円

報告第 22 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成25年彦根市条例第12号。以下「条例」という。)第6条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第7条の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019年)9月2日

- 市の債権の名称
 住宅改修資金債権
- 2 放棄した市の債権の額 518,238円
- 3 市の債権を放棄した理由およびその内訳条例第6条第1号に該当したもの1件 518,238円

報告第 23 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成25年彦根市条例第12号。以下「条例」という。)第6条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第7条の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019年)9月2日

- 市の債権の名称
 彦根市立病院診療費用等債権
- 2 放棄した市の債権の額 10,471,901円
- 3 市の債権を放棄した理由およびその内訳 条例第6条第1号に該当したもの531件 10,471,901円

報告第24号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成25年彦根市条例第12号。以下「条例」という。)第6条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第7条の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019年)9月2日

- 市の債権の名称
 水道料金債権
- 2 放棄した市の債権の額 6,186,071円
- 3 市の債権を放棄した理由およびその内訳
 - (1) 条例第6条第1号に該当したもの 795件 5,893,734円
 - (2) 条例第6条第2号に該当したもの 25件 138,361円
 - (3) 条例第6条第3号に該当したもの 51件 153,976円